～すべての人が尊厳を持って暮らせる地域づくりのために～

防ごう！高齢者虐待

［島根県健康福祉部高齢者福祉課］

　家庭における養護者及び養介護施設従事者等による虐待を防止し，高齢者の権利利益を養護することを目的として，平成１８年４月１日から**「高齢者虐待の防止，高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」**(平成１７年法律第１２４号)が施行されています。

養護者とは，高齢者の世話をしている家族，親族，同居人等をいいます。
養介護施設従事者等とは，介護老人福祉施設等の施設従事者又は居宅サービス事業等の業務に従事する者をいいます。

高齢者への虐待とは？

＝具体的には次のような事例です＝

身体的虐待（暴行）

◇高齢者の身体に外傷が生じ，又は生じるおそれのある暴力を加えること。

【具体的な例】

・平手打ちをする，つねる，殴る，蹴る，無理矢理食事を口に入れる，やけど・打撲させる

・ベッドに縛り付けたり，意図的に薬を過剰に服用させたりして，身体拘束，抑制をする／等

介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

◇高齢者を衰弱させるような著しい減食，長時間の放置，養護者以外の同居人による虐待行為の放置など，養護を著しく怠ること。

【具体的な例】

・入浴しておらず異臭がする，髪が伸び放題だったり，皮膚が汚れている
・水分や食事を十分に与えられていないことで，空腹状態が長時間にわたって続いたり，脱水症状や栄養失調の状態にある
・室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる
・高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを，相応の理由なく制限したり使わせない
・同居人による高齢者虐待と同様の行為を放置すること／等

心理的虐待（著しい心理的外傷を与える言動）

◇高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

【具体的な例】

・排泄の失敗を嘲笑したり，それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる
・怒鳴る，ののしる，悪口を言う
・侮辱を込めて，子供のように扱う
・高齢者が話しかけているのを意図的に無視する／等

性的虐待

◇高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

【具体的な例】

・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する
・キス，性器への接触，セックスを強要する／等

経済的虐待（財産の不当処分，不当に財産上の利益を得ること）

◇養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分すること，その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

【具体的な例】

・日常生活に必要な金銭を渡さない／使わせない
・本人の自宅等を本人に無断で売却する
・年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する／等

あなたの周りで，虐待が疑われるようなサインが出ていませんか？

＝早期発見・早期対応を！＝

虐待が疑われる場合の『サイン』として，以下のものがあります。
複数のものにあてはまると，疑いの度合いはより濃くなってきます。
これらはあくまで例示ですので，この他にも様々な『サイン』があることを認識しておいてください。

《身体的虐待のサイン》
身体に小さなキズが頻繁にみられる。
回復状態が様々な段階のキズ，あざ等がある。
頭，顔，頭皮等にキズがある。
臀部や手のひら，背中等に火傷や火傷跡がある。
急におびえたり，恐ろしがったりする。
「怖いから家にいたくない」等の訴えがある。

《心理的虐待のサイン》
かきむしり，噛み付き，ゆすり等がみられる。
身体を萎縮させる。
おびえる，わめく，泣く，叫ぶなどの症状がみられる。
食欲の変化が激しく，摂食障害（過食，拒食）がみられる。
自傷行為がみられる。
無力感，あきらめ，投げやりな様子になる。
体重が不自然に増えたり，減ったりする。

《性的虐待のサイン》
不自然な歩行や座位を保つことが困難になる。
肛門や性器からの出血やキズがみられる。
生殖器の痛み，かゆみを訴える。
急に怯えたり，恐ろしがったりする。
ひと目を避けるようになり，多くの時間を一人で過ごすことが増える。
主治医や保健，福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する。
睡眠障害がある。

《経済的虐待のサイン》
年金や財産収入等があることは明白なのにもかかわらず，お金がないと訴える。
自由に使えるお金がないと訴える。
経済的に困っていないのに，利用負担のあるサービスを利用したがらない。
お金があるのにサービスの利用料や生活費の支払いができない。
資産の保有状況と衣食住等生活状況との落差が激しくなる。

《ネグレクト（介護等日常生活上の世話の放棄，拒否，怠慢）のサイン
（自己放任も含む)》
部屋に衣類やおむつ等が散乱している。
寝具や衣服が汚れたままの場合が多くなる。
汚れたままの下着を身につけるようになる。
かなりのじょくそう（褥創）ができてきている。
身体からかなりの異臭がするようになってきている。
栄養失調の状態にある。

《セルフネグレクト（自己放任）のサイン》
昼間でも雨戸が閉まっている。
電気，ガス，水道が止められていたり，新聞，テレビの受信料，家賃等の支払いを滞納している。
配食サービス等の食事がとられていない。
薬や届けた物が放置されている。
ものごとや自分の周囲に関して，極度に無関心になる。
何を聞いても「いいよ，いいよ」と言って遠慮をし，あきらめの態度がみられる。

虐待に気付いたら市町村（地域包括支援センター）に相談・通報しましょう！

早期に発見し，第三者が介入することで，虐待の深刻化を防ぐことができます。
一人で抱え込んだり，悩んだりせず相談しましょう。

※各市町村（地域包括支援センター）連絡先
http://www.pref.shimane.lg.jp/life/fukushi/kourei/kourei_sien/gyakutai.html

介護は一人で抱え込まないで！

社会的なサービスを効果的に活用するなど養護者の負担を軽くすることで防ぐこともできますので，無理せず様々なサービスや制度を利用しましょう。

養護者による高齢者虐待への具体的な対応

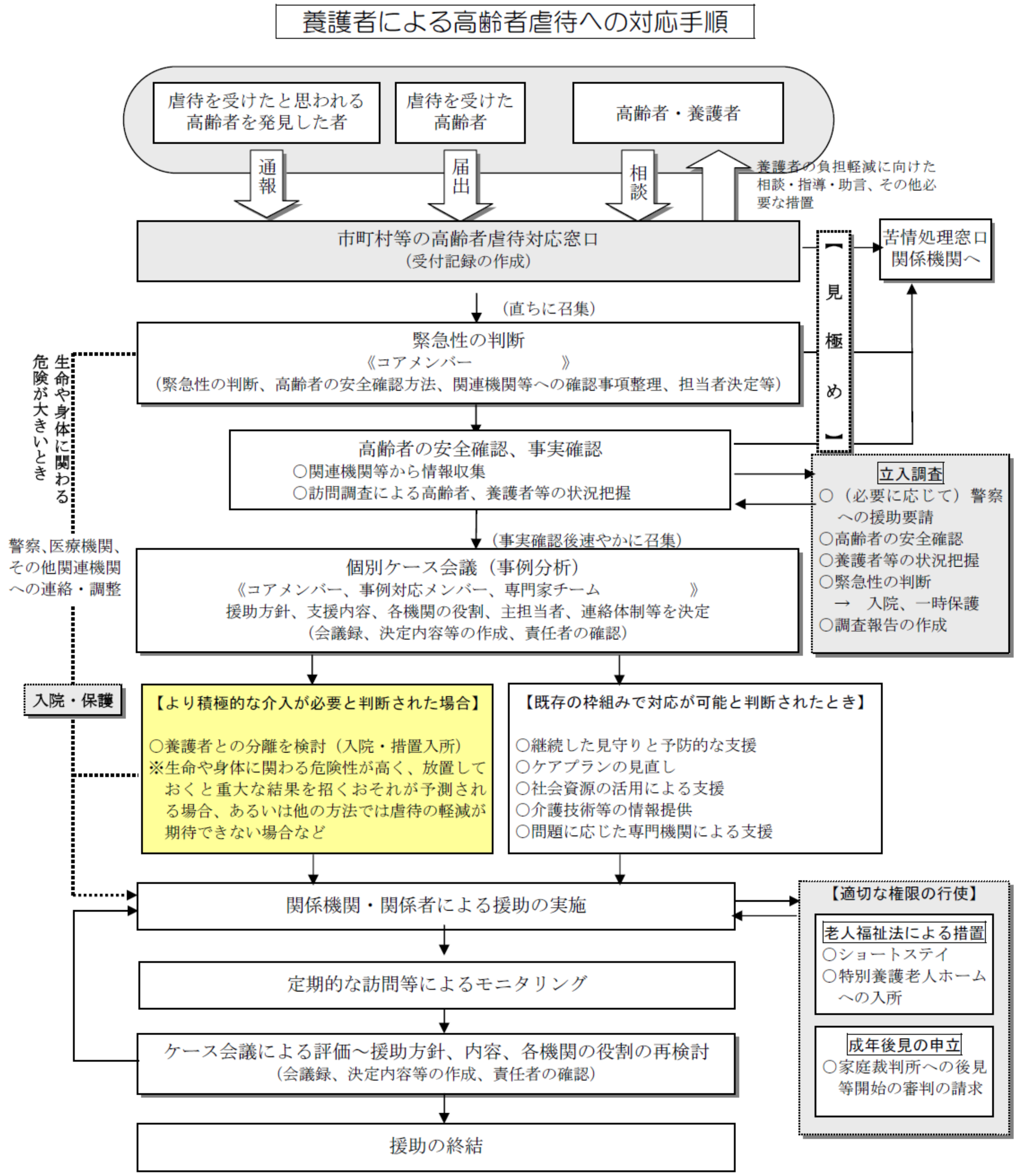

養介護施設従事者等による高齢者虐待への具体的な対応

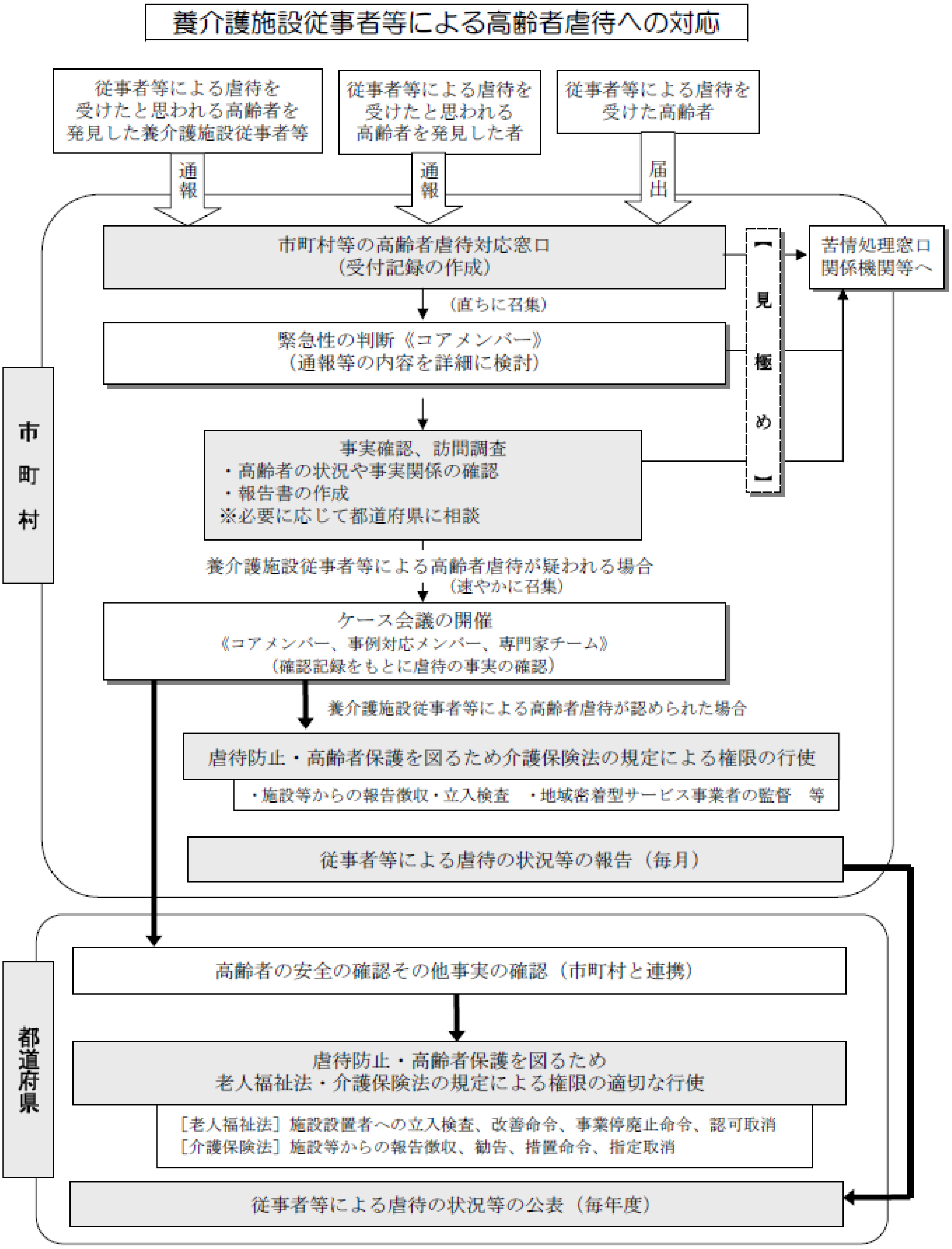

高齢者虐待の実態〈平成２２年度〉

対 象 者：65 歳以上の高齢者
対象期間：平成 22 年 4 月～平成 23 年 3 月（平成 23 年度に調査実施）
集計方法：市町村からの報告に基づき集計
相談件数：高齢者虐待に関する相談・通報件数は，212 件（前年度 215 件），
内訳
- 家庭における養護者による虐待　209 件（前年度 213 件）
- 施設における従事者による虐待　3 件（前年度　2 件）

なお，家庭における虐待に関する相談・通報のあった事例のうち，事実確認の結果，虐待と判断された状況を以下に示します。

家庭における虐待と判断された件数　１４０件

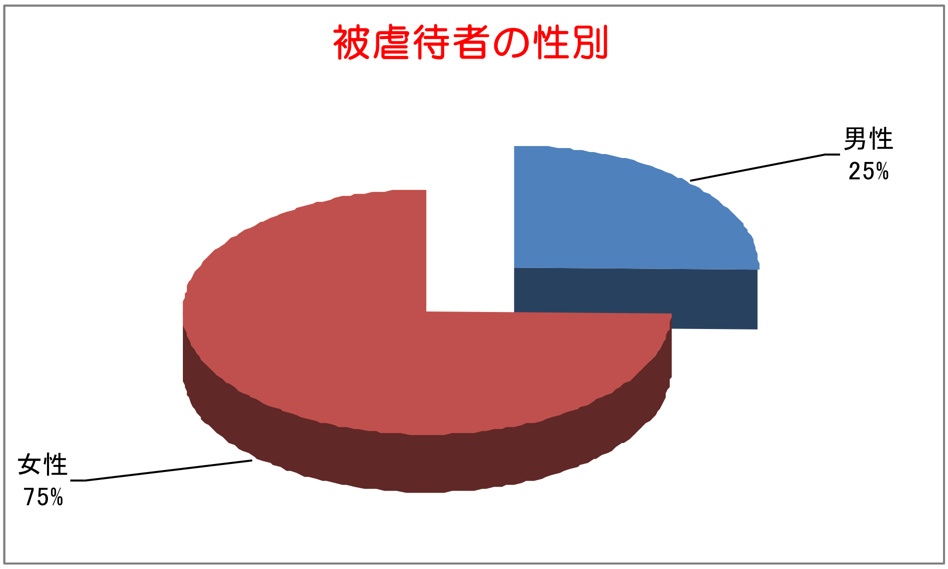

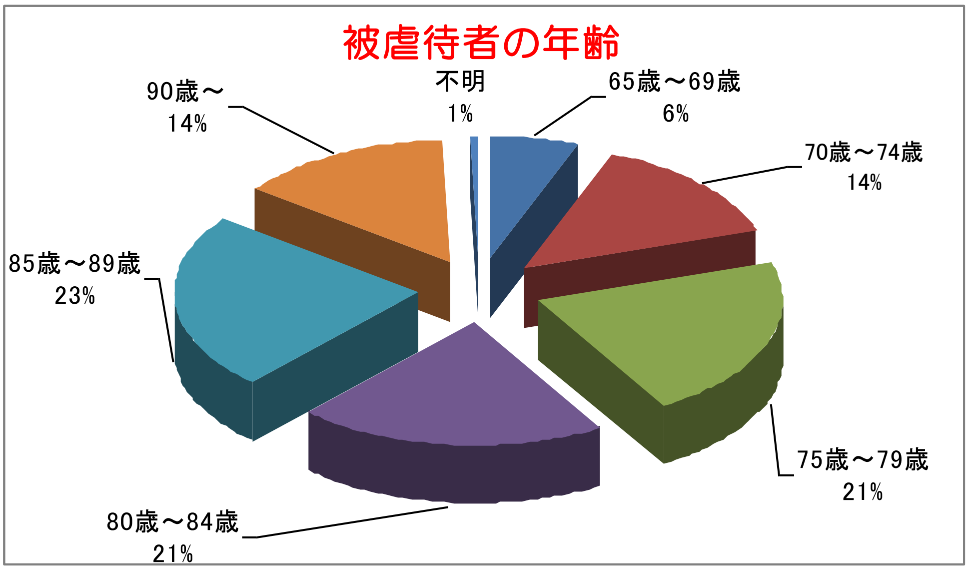

80 歳代が 44%，70 歳代が 35%を占めています。

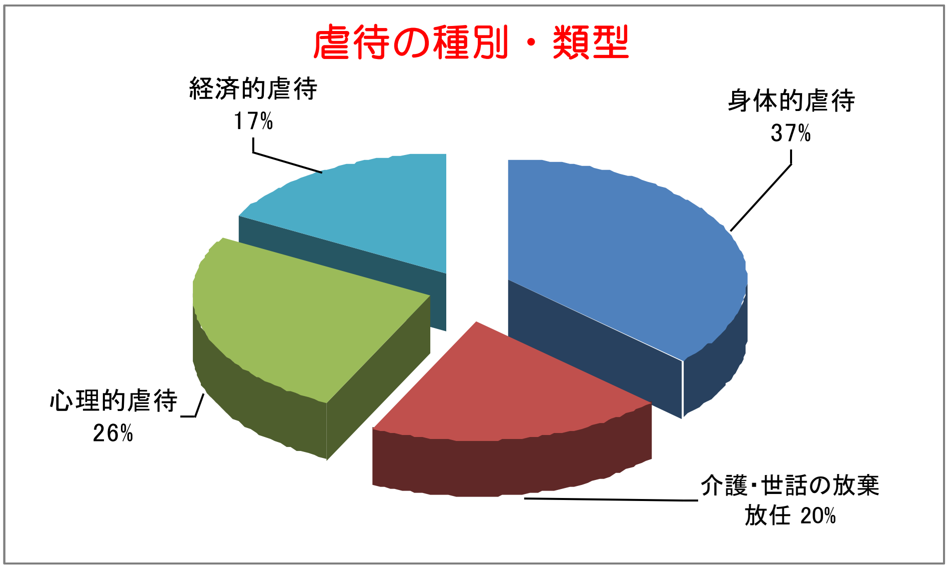

件数の多いほうから，身体的虐待→心理的虐待→介護・世話の放棄，放任→経済的虐待　の順となっています。

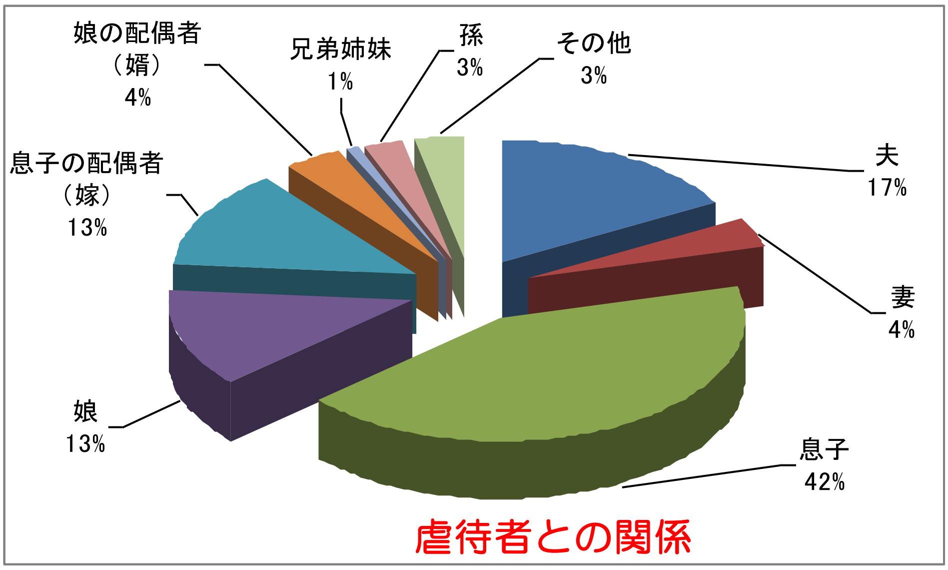

件数の多いほうから，息子→夫→息子の配偶者（嫁）・娘　の順となっています。

全国では，家庭における虐待に関する相談・通報が 25,315 件あり，事実確認の結果，虐待と判断されたのは 16,668 件となっています。

島根県　健康福祉部　高齢者福祉課　運営支援グループ
〒　690-8501　松江市殿町 1 番地
ＴＥＬ：0852-22-6341　ＦＡＸ：0852-22-5238